

平成26年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年3月10日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	菅谷雄二
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	平田敏隆

住 民 生 活 課 企 画 員	原 宗 男	住 民 生 活 課 企 画 員	坂 本 巖
上 下 水 道 課 長	福 田 睦 巳	上 下 水 道 課 員	植 本 亮
上 下 水 道 課 企 画 員	谷 本 芳 朋	教 育 委 員 会 長	家 高 英 宏
教 育 委 員 会		総 務 課 長	
生 涯 学 習 課 長	藪 内 博 文		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 推薦第 1 号 上富田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 報告第 1 号 上富田町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 日程第 6 議案第 20 号 公立紀南病院組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 21 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 22 号 町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 23 号 職員の再任用に関する条例
- 日程第 10 議案第 24 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 25 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 26 号 上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 27 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 28 号 上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 29 号 上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 30 号 田辺周辺 5 市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 17 議案第 31 号 上富田町企業用地造成事業基金条例

- 日程第 18 議案第 32 号 上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 33 号 上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 34 号 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について
- 日程第 21 議案第 35 号 平成 25 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 36 号 平成 25 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 37 号 平成 25 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 38 号 平成 25 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 5 号）
- 日程第 25 議案第 39 号 平成 25 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 40 号 平成 25 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 41 号 平成 25 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 42 号 平成 26 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 43 号 平成 26 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 30 議案第 44 号 平成 26 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 31 議案第 45 号 平成 26 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 32 議案第 46 号 平成 26 年度上富田町特別会計診療所事業予算
- 日程第 33 議案第 47 号 平成 26 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 34 議案第 48 号 平成 26 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第 35 議案第 49 号 平成 26 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第 36 議案第 50 号 平成 26 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 37 議案第 51 号 平成 26 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 38 議案第 52 号 平成 26 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 39 議案第 53 号 平成 26 年度上富田町水道事業会計予算

- 日程第 4 0 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 4 1 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度西牟婁郡公平委員会予算
- 日程第 4 2 議案第 5 6 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 3 議案第 5 7 号 町道路線の変更について
- 日程第 4 4 議案第 5 8 号 町道路線の廃止について
- 日程第 4 5 議案第 5 9 号 副町長の選任について

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成 2 6 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 1 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 6 年第 1 回上富田町議会定例会を開会いたします。

これより暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 3 1 分

再開 午前 9 時 3 3 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

閉会中に沖田議員から意見書取り下げ申出書の提出があり、議長においてこれを受理し取り下げを許可したことをただいま開催しました議会運営委員会に報告をいたしました。

以上ご報告申し上げます。

これより暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 3 4 分

再開 午前 9 時 4 1 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番、井瀬治君、1番、山本明生君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は8日間に決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成25年12月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成26年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本定例会までに提出のありましたこれからの勤労青年教育のあり方に関する要請書、「新聞から得る知識・教養には軽減税率の適用を」求める請願、これについては、紹介議員欄が空白のため陳情書扱いとなります。これら2件につきましては写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日3月10日午後5時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日ここに平成26年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り重ねて感謝申し上げます。去る2月11日に和歌山市におきまして、第10回国際観光活性化フォーラムが開催され、和歌山県内に1万人の観光客が訪れました。今後和歌山県内では、JRと連携をしたデスティネーションキャンペーンや熊野古道世界遺産登録10周年などの大型イベントが予定されており、当町としましても豊かな自然と人情あふれた上富田町の魅力を広げ、地域活性化につなげる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案としましては、報告が1件、条例の一部改正が8件、条例の全部改正が2件、条例の制定が2件、規約の一部改正が3件、平成25年度の一般会計特別会計の補正予算が7件、平成26年度の一般会計当初特別会計予算が14件、町道の路線の認定、変更、廃止が3件、人事案件1件の計41件であります。

なお、追加議案としましては、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、私の5期目に係る重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

最近の地方自治体を取り巻く社会環境は目まぐるしく変化し、行政需要はより一層複雑化し、行財政状況はますます厳しくなると思われます。当町におきましてもここ数年は、基金の取り崩しにより財政運営を行ってきました結果、基金が減少しこのままでは基金が枯渇してしまいます。住民生活に直接影響のない経費や庁内経費の節減を継続的に実施しているところでございますが、今後は行政評価制度を取り入れ事務事業の見直しを行うなど、さらなる行財政改革に取り組み経費節減を進めてまいります。

平成26年度の国の地方財政によりますと、通常収支分では、社会保障の充実分等を含め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額につきましては、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないものの、実質的に同水準を確保することを基本にしております。

当町では、厳しい財政状況の中、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心に、なお一層の取り組みを進めてまいります。

平成26年度の一般会計当初予算の編成に当たり、上富田町第4次総合計画に基づくことを基本とし、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、歳入は1年間を見通した決算に近い額で、一方歳出は、歳入に見合う額とし、基本的には財政調整基金、減債基金等を取り崩さないことで予算編成を進めてまいりましたが、統合保育所建設事業費等の一部財源は、基金からの繰り入れとして措置しております。

財政の厳しさを職員初め議員、町民の皆様にもご理解をいただきご協力をお願いしたいと思っております。また、予算執行に当たりましては、監査委員さんからの指摘事項を十分に反映し取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、上富田町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についてでございます。

この報告は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、上富田町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたので、同条第2項第6号の規定に基づき報告するものでございます。

次に、議案第20号につきましては、公立紀南病院組合規約の変更に関する協議でございます。

この協議は、平成26年3月12日付で独立行政法人年金健康保険福祉施設整備機構から、社会保険紀南病院と社会保険紀南看護専門学校の譲渡を受けること及び社会保険紀南病院の経営受託契約が終了することに伴いまして、本規約を変更するものでございます。

次に、議案第21号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、保健衛生業務嘱託医の報酬を改正するものです。従来保健衛生業務嘱託医による予防接種の集団接種を行っていましたが、平成25年度より全ての予防接種を医療機関に託すことに伴い、報酬の見直しを行うものでございます。

次に、議案第22号につきましては、町長及び副町長の給料の減額支給に関する条例の全部改正の条例案でございます。

この条例は、町長及び副町長の給料につきまして、平成26年4月1日からの給与支給に合わせて任期満了日まで10%を減額するものであります。

次に、議案第23号につきましては、職員の再任用に関する条例案でございます。

この条例は、平成２５年３月２６日の閣議決定の趣旨を踏まえ、定年退職する職員等が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用措置を講ずるよう総務副大臣からの要請に基づき、本条例を制定するものであります。

次に、議案第２４号につきましては、職員の定年等に関する条例の一部改正する条例案でございます。

この条例は、再任用に関する条例を制定するに当たり、本条例に規定している定年退職者の再任用に関する規定を削除し条項の整理を行うものでございます。

次に、議案第２５号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されている障害福祉サービスのうち、共同生活介護を共同生活援助に一元化することにより、適用条項の改正にあわせて本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２６号につきましては、上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、消防団を中核とした地域消防力の充実強化に関する法律に基づきまして、団員の処遇改善のため活動の実態に応じた適正な報酬手当等の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられており、この趣旨を踏まえまして退職報償金の改正を行うものでございます。

次に、議案第２７号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例案から議案第２８号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案までの２議案につきましては、納税環境整備に資する観点から、地方税法及び税条例における延滞金の特例の見直しにあわせ本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２９号につきましては、上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例案でございます。

この条例は、高齢者の医療費の確保に関する法律に係る一部負担金等の段階的是正に伴いまして、本条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議案第３０号につきましては、田辺周辺５市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

この協議は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する障害程度区分が、障害支援区分に改められたことから、本規約に変更するものでございます。

次に、議案第３１号につきましては、上富田町企業用地造成事業基金条例案でございます。

この条例は、企業用地造成事業に伴いまして、周辺の環境整備及び防災対策に要する

経費の財源とするために基金条例を制定するものでございます。

次に、議案第３２号、上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例案から議案第３３号、上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案までの２議案につきましては、第４次地域主権一括法による各関係法の改正によりまして、市町村は各省令に定めている国の基準を参酌して、平成２６年３月３１日までに条例を定めるものでございます。

（「町長、第３次地域主権一括法や。第４次と違います」
の声あり）

○町長（小出隆道）

訂正をさせていただきます。第３次地域主権一括法でございます。

次に、議案第３４号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてでございます。

この協議は、白浜町から住宅新築資金等に係る債権の管理及び回収に関する事務を本組合において共同処理したい旨の申し出があり、平成２６年４月１日からの加入にあわせまして本規約を変更するものでございます。

議案第３５号につきましては、平成２５年度上富田町一般会計補正予算（第４号）でございます。

今回、既定額から１億７，０４７万円を減額し、予算総額を６４億２，２２９万９，０００円と定めています。

補正予算の概要は、総務費では防災行政無線デジタル化整備工事設計監理業務委託料等２，４８２万５，０００円を減額し、民生費では特別会計介護保険繰入金で２８２万円を増額措置しております。

衛生費では各種検診及び予防接種委託料で４４０万７，０００円を減額し、最終処分場ごみ計量器改修工事請負費３４１万３，０００円を増額措置しています。

土木費では、大内谷残土処分場整備事業費で１億１，０００万円、災害復旧費では１，９２４万４，０００円、公債費では長期債の償還利子で１，０４２万８，０００円をそれぞれ減額措置しております。

一方、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額し諸収入、町債等を減額措置しております。

次に、議案第３６号、平成２５年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）から議案第４１号、平成２５年度上富田町水道事業会計補正予算（第２号）までの６議案につきましては、事業費の見直し補正を行っております。

議案第４２号の平成２６年度一般会計の予算の概要をご説明申し上げます。

予算総額は５億８，０００万円と定めます。前年度と比較して３億２，５００万円、５．７％の増となっております。

性質別内訳として、人件費では９億３，２０７万１，０００円、構成比１５．６％、対前年比では６．３％の増。

物件費では８億１，５１６万３，０００円、構成比では１３．６％、対前年度比では５．９％の減。

維持補修費では１，０１２万１，０００円、構成比０．２％、対前年度比で１．７％の増。

補助費等で８億１，３８３万７，０００円、構成比が１３．６％、対前年比で１１．１％の増。

扶助費で９億１，４４５万９，０００円、構成比で１５．３％、対前年度比で２９．４％の増。

公債費では６億７，４４９万６，０００円、構成比で１１．３％、対前年度比では１．９％の減。

繰出金では８億５，２９０万円、構成比では１４．２％、対前年度比で９．２％の増。

その他としましては２億２，４４８万円、構成比で３．８％となっております。

また、投資的経費では７億４，２４７万３，０００円、構成比で１２．４％、対前年度比で２３．２％の減額となっております。

続いて、本年度の主な内容としましては、総務費では選挙費で町議会議員選挙費、県知事選挙費、市ノ瀬財産区議会議員選挙費、県議会議員選挙費２，１８５万円、財政調整基金積立金１億１，１０３万円、トイレ整備事業費１，６５０万円を措置しています。

民生費では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金で５億５，９４８万９，０００円、乳幼児ひとり親家庭重度心身障害者医療費で１億８６３万円、障害者福祉サービス費で３億６，０００万円、臨時社会給付金給付事業で５，８０５万円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費で２，１９２万９，０００円、統合保育所建設事業費で１億３１１万４，０００円を措置しています。

衛生費では、一部組合負担金で２億７，７０８万５，０００円、各種検診予防接種委託料で６，５６９万９，０００円を措置しています。

農林水産業費では、新規就農総合支援事業で１，２２５万１，０００円、土木費では産業振興施設建設工事で８，０００万円、高速道路関連事業の大内谷残土処分場整備事業で４億９５０万円、富田川河床整備事業で７，５２５万１，０００円を措置しております。

教育費では、海外研修交流費で９９６万円、放課後児童対策業務委託料で１，７２２

万2,000円、紀の国和歌山国体上富田実行委員会補助金で2,409万7,000円、体育施設指定管理委託料で2,918万6,000円を措置しています。

公債費では、長期債の償還金及び利子として6億7,449万6,000円で、昨年度より1,323万5,000円減額措置しております。

一方歳入では、町税で対前年度比8,089万1,000円の5.7%の増になりますが、14億8,991万8,000円、地方交付税で17億6,300万円、国県補助金で9億8,017万8,000円、繰入金で1億754万5,000円、町債で対前年度比1億2,680万円減の24.5%の減となりますが、3億9,110万円となっております。

その他では、12億4,825万9,000円を見込み措置しております。

財源区分としましては、自主財源で25億3,572万7,000円、42.4%。依存財源で34億4,427万3,000円で57.6%。

以上が、平成26年度の一般会計予算の主な内容でございます。

議案第43号、平成26年度の上富田町特別会計国民健康保険事業予算から議案第55号、平成26年度西牟婁郡公平委員会予算までの13議案につきましては、本年度の予算編成方針に基づき編成しております。

議案第56号、町道路線の認定についてから議案第58号、町道路線の廃止についてまでの3議案につきましては、町道路線の現状に合わせて認定、変更、廃止をお願いするものでございます。

議案第59号につきましては、副町長の選任についてでございます。

平成26年3月31日の任期満了をもちまして平見副町長が退任しますので、新たに副町長の選任をお願いするものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成26年度の職員体制につきましては、6名の新規職員の採用を予定しております。現在派遣職員1名おりますが、新たに和歌山地方税回収機構へ1名の職員を派遣します。これによりまして職員数は、平成25年4月1日現在120名が平成26年4月1日現在では123名の3名増となりますが、全体で不足する部署につきましては、臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えております。

今後とも継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民生活の向上に努める所存でございますので、議員各位におかれましてはご理解と変わらぬお力添えをお願いいたします。

△日程第４ 推薦第１号

○議長（大石哲雄）

日程第４ 推薦第１号、上富田町農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

今回農業委員会委員の任期満了により３名の方を議会推薦することになりますが、このうち議会議員の推薦については、地方自治法第１１７条の規定により除斥の対象となります。

山本明生君を除斥したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、山本明生君を除斥することに決しました。

山本明生君の退場を求めます。

（山本明生議員退場）

○議長（大石哲雄）

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

推薦第１号、上富田町農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第１２条第２号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。

記

推薦人数、学識経験を有する者３人。

氏名、住所、生年月日については次のとおりであります。

田中徹、上富田町下鮎川１４１番地、昭和１８年１２月１４日。

井戸本浄、上富田町朝来２１２３番地、昭和２４年１０月８日。

山本明生、上富田町岡１１９８番地、昭和２５年１１月５日。

平成２６年３月１０日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より朗読したとおりであります。

お諮りします。

ただいま議題となっております上富田町農業委員会委員に田中徹君、井戸本浄君、山本明生君を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しました３名の方を上富田町農業委員会委員に推薦することに決しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前１０時 ７分

(山本明生議員 着席)

再開 午前１０時 ８分

○議長（大石哲雄）

再開します。

上富田町農業委員会委員の推薦については、ただいまお手元に配付していますそのように決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

△日程第５ 報告第１号

○議長（大石哲雄）

日程第５ 報告第１号、上富田町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についての件を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第１号についてご説明いたします。

報告第１号、上富田町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第１項の規定により、上富田町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、同条第６項の規定により報告する。

平成２６年３月１０日、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条に基づき、政府行

動計画、和歌山県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示した行動計画を策定し、報告するものでございます。

お手元へ配付しているこの計画書でございます。

行動計画の目的を感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する等に定め、3つの重点施策と発生段階別14項目の取り組みを中心とし作成しており、3つの重点対策としまして、まず町民への的確な情報提供と相談体制の整備、2点目としましてライフラインの確保。3点目としまして要援護者対策を掲げまして、計画書5ページに記載しております。

発生段階別14項目の取り組みにつきましては、9ページから12ページに掲載しています。

なお、この計画につきましては、今後町のホームページ、広報等で公表していくこととしております。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定による報告のため、討論を省略し、以上で報告第1号を終了いたします。

△日程第6 議案第20号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第20号、公立紀南病院組合規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

それでは、議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、公立紀南病院組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定により、公立紀南病院組合規約を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

公立紀南病院組合規約の一部を改正する規約（案）

公立紀南病院組合規約の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「経営管理」を「設置及び管理運営」に改め、同条第2号を削り、同条第3項中「経営管理」を「設置及び管理運営」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第4条中「社会保険紀南病院内」を削る。

附則、この規約は平成26年3月12日から施行するとしております。

本件につきましては、平成26年3月12日付で独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構、RFOでございますけれども、から社会保険紀南病院及び社会保険紀南看護専門学校の譲渡を受けること及び社会保険紀南病院の経営受託契約が終了することに伴い、規約の変更の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、3点を変更するものであります。

まず1点目としまして、経営受託管理事務がなくなる。

2点目としまして、経営管理事務を管理運営事務に変更する。

組合事務所の位置について施設名を削除するということになってございます。

参考資料としまして新旧対照表を添付していますので、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、公立紀南病院組合規約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第21号～日程第45 議案第59号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第7 議案第21号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例から日程第45 議案第59号、副町長の選任についての件まで39件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。私からは、議案第21号から議案第26号までご説明申し上げます。

議案第21号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条の別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

保健衛生業務嘱託医、年4万円。

保健衛生業務嘱託医（歯科医）、年4万円。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

今回の条例改正につきましては、従来は保健衛生業務嘱託医による予防接種の集団接種を行っていましたが、平成２５年度より全ての予防接種を医療機関に委託したことに伴いまして、報酬額を引き下げ改定行うものであります。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第２２号につきましてご説明申し上げます。

議案第２２号、町長及び副町長の給料の減額支給に関する条例の全部を改正する条例。

町長及び副町長の給料の減額支給に関する条例の全部を別紙のように改正する。

平成２６年３月１０日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

町長及び副町長の給料の減額支給に関する条例の全部を改正する条例（案）。

町長及び副町長の給料の減額支給に関する条例の全部改正。

町長及び副町長の給料の減額支給に関する条例の全部を次のように改正する。

第１条、町長及び副町長の給料の額については、町長及び副町長の給料及び旅費に関する条例第２条第１項の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に次に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額を支給する。

第１号、町長、１００分の１０。

第２号、副町長、１００分の１０。

第２条の全条に規定する給料の支給する期間はそれぞれ次に定めるとおりとする。

第１号、町長、平成２６年４月分から平成３０年２月分まで。

第２号、副町長、平成２６年４月分から平成３０年３月分まで。

附則、この条例は平成２６年４月１日から施行する。

今回町長、副町長の給料につきましては、平成２６年４月１日からの給料支給に合わせて任期満了まで１０％減額するものであります。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第２３号についてご説明申し上げます。

議案第２３号、職員の再任用に関する条例。

職員の再任用に関する条例を別紙のように制定する。

平成２６年３月１０日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、平成２５年３月２６日の閣議決定の趣旨を踏まえ、定年退職する職員等が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用措置を講じる

よう総務副大臣からの要請が出ております。この要請に基づきまして、上富田町としましても職員の再任用に関する条例を制定し必要な措置を講じるものであります。

それでは、各条項の主要な部分を朗読し規定内容をご説明いたします。

第1条、この条例は地方公務員法第28条の4の第1項、同条第2項及び第3項の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の規定では、任命権者が定年退職者等の再任用に関し必要な事項を定めるとしたものであります。

第2条、法第28条の4の第1項に規定する定年退職以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して、法第28条2の第1項の規定により退職した者、または法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

この第2条の規定では、定年退職以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し、定年退職者または定年延長を受けて退職した者に準じて再任用することを各号で定めたものであります。

第3条、再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができるものとする。第2項、任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

この3条の規定につきましては、再任用職員の任期の更新について基準を定めたものであります。

第4条、再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65歳に達する以降における最初の3月31日以前でなければならない。

この第4条の規定につきましては、再任用職員が65歳に達する場合の任期の末日について規定したものであります。

なお附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号についてご説明申し上げます。

議案第24号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の定年等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の定年等に関する条例の一部改正。

職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「まで、第28条の3並びに28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。

第5条を削り第6条を第5条とする。

附則の第3項を削る。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

今回の条例改正につきましては、職員の再任用に関する条例を制定するに当たり、本条例で規定しております定年退職者の再任用に関する規定を削り、条項の組み替え整理を行ったものであります。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号についてご説明申し上げます。

議案第25号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2の第1項第2号中、第5条第12項を第5条第11項に改める。

附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

今回の条例改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定されております障害福祉サービスのうち、共同生活介護を共同生活援助に一元化することで、適用条項の第5条第12項を第5条第11項に改正するものであります。

これにあわせまして、本条例の一部を改正したものであります。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照を願います。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第26号についてご説明申し上げます。

議案第26号、上富田町非常勤消防団等に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正。

上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、別表を次のように改める。退職報償金の支給額表を改めるものであります。

附則で、この第1項で、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

第2項では、改正内容の適用に関する経過措置を規定しております。

今回の改正につきましては、消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、団員の処遇改善、活動実態に応じた適切な報酬手当等の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講じることが義務づけられております。この趣旨を踏まえまして、退職報償金の引き上げ改定を行うものであります。

なお、次のページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

以上になります。ようしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

よろしくお願いいたします。私から、議案第27号から議案第30号についてご説明を申し上げます。

議案第27号をお願いします。

議案第27号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

本議案につきましては、納税環境の整備という観点から、地方税法及び税条例における延滞金の割合の特例の見直しが行われたことから、所要の改正を行っています。

第8条第1項では、延滞金の軽減利率の追加、第8条第3項では、延滞金の端数処理

について定めています。

第 18 条で委任について定めています。

附則で、公布の日から施行すると定めています。

また、附則第 2 条で、保険料に係る延滞金の割合の特例の見直しについて定めています。

特例基準割合は、財務大臣が告示する利率に年 1 % の割合を加算した割合となります。

ちなみに、26 年度は 9. 2 % となります。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しています。お見直しをお願いします。

続きまして、議案第 28 号をお願いします。

議案第 28 号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 3 月 10 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中、延滞金の利率の計算期間の軽減としまして、1 カ月を 3 カ月に。

附則で、公布の日から施行すると定めています。

また、附則第 3 条で、納税環境の整備という観点から、地方税法及び税条例における延滞金の割合の特例の見直しが行われたことから、保険料に係る延滞金の割合の特例の見直しを図るものです。

特例基準割合は、財務大臣が告示する率に年 1 % の割合を加算した割合となります。

ちなみに 26 年度は 9. 2 % となります。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しています。お目直しをお願いします。

続きまして、議案第 29 号をお願いします。

議案第 29 号、上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例。

上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を別紙のように改正する。

平成 26 年 3 月 10 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例（案）。

上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を次のように改正する。

本条例につきましては、高齢者医療の確保に関する法律に係る一部負担の改正に伴い、現行条例を全て全部改正するものであります。

内容的に、県の補助要綱に照らし合わせて文言等を改正したものが大半でございまして、大きく変わるのが、第5条の老人医療費の額であります。従来は2割が補助対象でありましたが、今回の変更で1割補助となります。

附則で、平成26年4月1日から施行するとなっています。

続きまして、議案第30号をお願いします。

議案第30号、田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約を別紙のように変更したいので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を改正する規約（案）。

田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。

本規約につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害程度区分が、障害支援区分に改められたことから、施行日の平成26年4月1日に合わせて規約の一部を改正するものでございます。

題名及び第2条の審査会の名称を変更するものでございます。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付しています。お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第31号についてご説明申し上げます。

議案第31号、上富田町企業用地造成事業基金条例。

上富田町企業用地造成事業基金条例を別紙のように制定する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町企業用地造成事業基金条例（案）。

概略を条文に沿って説明いたします。

第1条では、上富田町内の企業用地造成事業に伴う周辺の環境整備及び防災対策等に要する経費の財源に充てるため、上富田町企業用地造成事業基金を設置するとしてございます。

この基金につきましては、企業用地造成事業に伴う高速残土受け入れ収入を原資といたしましてこれを積み立て、今後実施する防災対策費及び周辺の環境整備費の財源に充当しようとするものでございます。

次に、第2条では、基金として積み立てる額は、上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出予算で定める額とするとしてございます。

また、第6条では、基金は事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部または一部を処分することができると定めてございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、第3次地方分権一括法の施行に伴う条例の一部改正について、議案第32号、第33号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第32号、上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正。

上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

目的

第1条中「上富田町社会教育委員の設置」の下に「、委員の基準」を加える。

次に、第3条及び第4条を次のように改める。

委嘱の基準

第3条、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

なお、第4条、定数につきましては、条項番号の変更で内容については従来どおりとなっております。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

この条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法の一部が改正され、町が定めていた選任基準を文部科学省令で定める基準を参酌して、条例の一部を改正するものでございます。

なお次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付していますので、ご参照いただきますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第33号、上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例。

上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町青少年問題協議会設置条例の一部改正。

上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を次のように改正する。

設置

第1条中、「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」を「地方青少年問題協議会法」に改める。

第2条を次のように改める。

所掌義務

第2条、協議会の所掌事務については、法第2条に規定するところによる。

組織及び会議

第3条第1項中、「協議会の組織及び会議については法第7条に規定するところによる」を「協議会は会長及び委員15人以内で組織する」に。同条第2項中、「法第7条第3項」を「前項」に改め、同条中第9項を第11項とし、第2項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に2項を加える。

第2項、会長は町長をもって充てる。

第3項、委員は町議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験者がある者のうちから町長が任命する。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

この条例の一部改正につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、国が示し義務づけていた基準が削除され、町が要件を定めて条例の

一部を改正するものでございます。

次のページに、参考資料としまして新旧対照表を添付してありますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

おはようございます。よろしくお願いいたします。議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成26年4月1日から和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に白浜町を加入させ、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正する規約（案）。

和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6人」を「7人」に改める。

別表中「みなべ町」を「みなべ町、白浜町」に改める。

附則で、この規約は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

この案件につきましては、白浜町から住宅新築資金等に係る債権の管理及び回収に関する事務を和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において共同処理したい旨の申し出がございましたので、平成26年4月1日から和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に加入させるため本組合規約を変更するもので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前 10 時 55 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。議案第 35 号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第 35 号、平成 25 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 25 年度上富田町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 7,047 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 2,229 万 9,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第 2 条、債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第 3 条、地方債の追加、変更、廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 10 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12 款分担金及び負担金で、既定額から今回 89 万円を減額し 7,762 万 4,000 円と定めています。

13 款使用料及び手数料で既定額に 200 万円を追加、14 款国庫支出金で既定額から 201 万 7,000 円を減額、15 款県支出金で既定額から 275 万 5,000 円を減額、16 款財産収入で既定額に 3,248 万 9,000 円を追加、17 款寄附金で既定額に 473 万 7,000 円を追加、18 款繰入金で既定額に 9,449 万 8,000 円を追加、20 款諸収入で既定額から 2 億 4,983 万 2,000 円を減額、21 款町債で既定額から 4,870 万円を減額。

歳入合計では、既定額から今回 1 億 7,047 万円を減額し、64 億 2,229 万 9,000 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

次に歳出につきまして、１款議会費では、既定額から今回２７２万６，０００円を減額し、８，７９２万９，０００円と定めています。

２款総務費では既定額から２，６０１万３，０００円を減額、３款民生費では既定額に３３７万３，０００円を追加、４款衛生費では既定額に１１０万３，０００円を追加、５款農林水産業費では既定額に８万１，０００円を追加、６款商工費では既定額から７９万５，０００円を減額、７款土木費では既定額から１億９６２万４，０００円を減額、８款消防費では既定額から２９４万４，０００円を減額、９款教育費では既定額から３３６万６，０００円を減額、１０款災害復旧費では既定額から１，９２４万４，０００円を減額、１１款公債費では既定額から１，０３１万５，０００円を減額。

歳出合計では、既定額から今回１億７，０４７万円を減額し、６４億２，２２９万９，０００円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第２表 債務負担行為補正」です。

変更で、上富田町体育施設指定管理事業で、平成２６年４月より消費税率改正に伴い、限度額に１２４万５，０００円を追加し８，６７４万５，０００円と定めてございます。

「第３表 地方債補正」です。

最初に追加では、一般廃棄物最終処分場改修事業につきまして、限度額を２４０万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございません。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

次に変更では、防災対策整備事業につきまして、限度額から１，４１０万円を減額し４億７，７３０万円に、朝来残土処分場整備事業につきましては、限度額から２，９４０万円を減額し１億５，８１０万円に、消防施設整備事業につきましては、限度額から５９０万円を減額し２，９８０万円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額から８０万円を減額し１１０万円としてございます。

廃止では、農林水産施設災害復旧事業で、限度額９０万円につきましては激甚災害の指定による補助率のかさ上げにより、起債につきましては廃止としてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書

１、総括につきまして、このページから１１ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして。

1款議会費では、各経費の精査により既定額から272万6,000円を減額。主なものとしましては、議員共済会の負担金180万6,000円を減額してございます。

2款総務費の一般管理費では、1月1日付人事異動に伴う人件費を措置しています。既定額から134万6,000円を減額しています。

主なものとしましては、電算機借り上げ料で213万4,000円、パーソナルコンピュータの基本ソフトのバージョンアップに伴うソフト購入費194万円を措置してございます。

防災対策費では2,594万8,000円の減額で、主なものとしまして、委託料の防災行政無線デジタル化整備工事設計監理業務委託料1,409万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

みんなが学んで花ひらく口熊野上富田事業費では432万2,000円の追加で、主なものとしまして、さわやか上富田まちづくり基金積立金449万円を追加、男女共同参画社会推進費では65万2,000円の減額、経費の精査により減額を行っております。

税務総務費では、1月1日付人事異動に伴う人件費5万4,000円を追加。

賦課徴収費では、各経費の精査により244万3,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費の社会福祉総務費では281万3,000円を追加、主なものとしまして特別会計介護保険繰出金282万円を措置してございます。

老人福祉費では36万8,000円を減額、障害福祉費では19万円8,000円を追加。主なものとしまして、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修業務委託料31万5,000円を措置してございます。

保育所運営費では73万円を追加、主なものとしまして保育用備品購入費51万1,000円を措置してございます。

4款衛生費の保健衛生総務費では23万3,000円を追加。主なものとしまして次の22ページをお願いいたします。

不妊治療費補助金18万円を措置してございます。

予防費では535万7,000円の減額で、主なものとしまして委託料で、風疹ワクチン委託料ほかで440万7,000円を減額措置してございます。

環境衛生費では94万6,000円を減額、主なものとしましては斎場事務業務委託

料 8 5 万 3, 0 0 0 円を減額してございます。

清掃総務費では 7 1 7 万 3, 0 0 0 円を追加、主なものとしまして岩田最終処分場の老朽化したごみ計量器改修工事請負費 3 4 1 万 3, 0 0 0 円を措置してございます。

5 款農林水産業費の農業委員会費では、和歌山県版果樹産地づくり支援事業補助金 6 万 9, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

農業振興費では、環境保全型農業直接支払い交付金 1 万 2, 0 0 0 円を追加。

6 款商工費の商工総務費では、精査により 7 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費の土木総務費では 2, 4 6 3 万 3, 0 0 0 円の減額で、河川改良費への人件費の組み替えを行っております。

道路橋梁総務費では 3 1 万 8, 0 0 0 円の追加で、県営事業急傾斜地崩壊対策工事負担金を追加。

高速道路推進費では 1 億 1, 6 3 4 万 9, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして大内谷残土処分場工事請負費 7, 0 0 0 万円を減額してございます。

河川改良費では 3, 0 4 9 万円の追加で、次の 2 6 ページをお願いいたします。

平成 2 4 年度より事業を行っております富田川河床の土砂しゅんせつにつきまして、事業の拡大に伴い人件費の組み替え及び河川環境整備基金への積立金 3 7 4 万 1, 0 0 0 円を措置してございます。

住宅管理費では、飛曽川団地ほか修繕料としまして 5 5 万円を措置してございます。

8 款消防費の常備消防費では、確定しました消防事務業務委託料で 2 3 8 万 6, 0 0 0 円を減額、非常備消防費では 5 5 万 8, 0 0 0 円を減額。

9 款教育費の教育委員会費では、精算により 4 万 2, 0 0 0 円を減額。

事務局費では、精算により 8 9 万 8, 0 0 0 円を減額。

小学校費の学校管理費では 7 万 4, 0 0 0 円を減額。主なものとしまして次のページをお願いいたします。

生馬小学校厨房内の工事請負費 9 万円を減額してございます。

教育振興費では 1 2 3 万 2, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして国で対応となりました全国学力学習状況調査集計手数料 2 9 万 6, 0 0 0 円を減額措置してございます。

中学校費の学校管理費では 5 万 8, 0 0 0 円を減額。

教育振興費では、精査により 1 4 6 万 2, 0 0 0 円を減額。

文化会館運営費では、自動ドアの修繕料としまして 4 0 万円を措置してございます。

1 0 款災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業費では 1, 5 0 0 万円を減額。今回実施できませんでした救馬谷ほか災害復旧工事請負費 1, 5 0 0 万円を

減額してございます。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費では241万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

農林水産施設災害復旧費で、現年発生農地災害復旧事業費では66万円を減額。

現年発生農業用施設災害復旧事業費では117万円を減額。

11款公算費の元金では11万3,000円を追加。

利子では1,042万8,000円を減額してございます。

次の31ページ、32ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

2、歳入につきまして、今回の補正に係る財源です。

12款分担金及び負担金では、災害復旧費負担金で、現年発生農業用施設災害復旧事業負担金71万5,000円、現年発生農地災害復旧事業負担金17万5,000円を減額措置しております。

13款使用料及び手数料では、衛生手数料で可燃不燃物収集処理手数料200万円を追加。

14款国庫支出金では、民生費国庫補助金で障害者自立支援給付支払い等システム回収費補助金15万7,000円を追加。

衛生費国庫補助金で、がん検診推進事業費補助金19万9,000円を減額。

教育費国庫補助金で、幼稚園就園奨励費補助金37万6,000円を減額。

小学校費補助金で3万1,000円を減額。

中学校費補助金で2,000円を減額。

災害復旧費国庫補助金で、農林業施設災害復旧費補助金で4万5,000円を追加。

公共土木施設災害復旧費補助金で161万1,000円を減額。

15款県支出金では、民生費県負担金で民生委員推薦会負担金1万4,000円を追加。

衛生費県負担金で、予防接種健康被害救済給付費負担金8,000円を減額。

民生費県補助金で、障害者自立支援対策臨時特例交付金5万1,000円を減額。

衛生費県補助金で、保健衛生費補助金278万4,000円を減額。

農林業費県補助金で、農業費補助金7万4,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

16款財産収入では、砂利販売収入3,248万9,000円を追加措置してございます。

１７款寄附金では、総務費寄附金でさわやか上富田まちづくり寄附金４４９万円を追加。

土木費寄附金で、県営事業寄附金２４万７，０００円を追加。

１８款繰入金では、財政調整基金繰入金９，１９７万４，０００円を追加、今回の補正に係る一般財源を補填しております。

特別会計繰入金では、特別会計後期高齢者医療繰入金２５２万４，０００円を措置してございます。

２０款諸収入では、雑入で検診料３３万２，０００円を減額。

当初予定しておりました搬入計画におくれが生じております建設残土処分料２億４，９５０万円を減額措置してございます。

２１款町債では、防災行政無線デジタル化整備事業債１，４１０万円、大内谷残土処分場整備事業債２，９４０万円、消防救急無線デジタル化整備事業債５９０万円、現年発生農業用施設災害復旧事業債７０万円、現年発生農地災害復旧事業債２０万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業債８０万円を減額。

一般廃棄物最終処分場改修事業債２４０万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

私から、議案第３６号から議案第３７号までご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第３６号、平成２５年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）。

平成２５年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，６８２万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億４，７６７万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年３月１０日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第１表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3 款国庫支出金で既定額に 4 8 7 万円を追加。

4 款支払い基金交付金で 4 6 4 万円追加。

5 款県支出金で 1 4 5 万円追加。

7 款繰入金で 5 8 6 万円を追加。

歳入合計といたしまして、1, 6 8 2 万円を追加し 1 2 億 4, 7 6 7 万 9, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費で既定額に 8 2 万円を追加。

2 款保険給付費で 1, 6 0 0 万円を追加。

歳出合計といたしまして、1, 6 8 2 万円を追加し 1 2 億 4, 7 6 7 万 9, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

2、歳入でございます。

歳入につきましては、歳出の給付費に伴い国県等の負担割合によりまして計上しております。

3 款国庫支出金でございます。1 目介護給付費負担金で 3 7 5 万円を追加。

1 目調整交付金で 1 1 2 万円を追加。

4 款支払い基金交付金、1 目介護給付費交付金で 4 6 4 万円を追加。

5 款県支出金、1 目介護給付費負担金で 1 4 5 万円を追加。

7 款繰入金、1 目、2 目合わせまして次のページをお願いします。2 8 2 万円を追加してございます。

7 款繰入金では、1 目介護給付費準備基金繰入金としまして 3 0 4 万円を追加措置してございます。

それで、本予算執行後の準備基金の残高は 4 6 0 万 3, 6 2 3 円となる予定でございます。

8 ページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳出につきましても、総務費で制度改正による委託料を追加。保険給付費で、決算見

込みの額を計上してございます。

1 目総務費で、介護報酬改定等対応作業委託料としまして 8 2 万円を追加してございます。

2 款保険給付費では、居宅介護サービス給付費から 5 目の居宅介護サービス計画費で、それぞれ給付費を見直しまして 1, 6 0 0 万円を追加してございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 3 7 号をお願いします。

議案第 3 7 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）。

平成 2 5 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 5 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4, 5 6 4 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 3 月 1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1 款保険料で既定額に 1 8 8 万 8, 0 0 0 円を追加。

4 款諸収入で 2 6 2 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳入合計といたしまして、4 5 1 万 3, 0 0 0 円を追加し 2 億 4, 5 6 4 万 7, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で既定額に 1 8 8 万 8, 0 0 0 円を追加。

3 款保険事業費で 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加。

5 款諸支出金で 2 5 2 万 4, 0 0 0 円の追加。

歳出合計といたしまして、4 5 1 万 3, 0 0 0 円を追加し 2 億 4, 5 6 4 万 7, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

なお、4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

6 ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1 款保険料、1 目後期高齢者保険料で1 8 8 万 8, 0 0 0 円を追加してございます。
これにつきましては、現年の特別徴収及び普通徴収の実績見込みで計上してございます。

4 款諸収入、1 目雑入で2 6 2 万 5, 0 0 0 円を追加してございます。主なものとし
まして、過年度分の事務費に係る共同経費負担金の精算返還金としまして2 0 9 万 8,
0 0 0 円を措置してございます。これにつきましては、平成2 4 年度事務費の精算分で
ございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金で1 8 8 万
8, 0 0 0 円を措置してございます。徴収保険料を納付するものでございます。

3 款保健事業費、1 目保健衛生普及費で1 0 万 1, 0 0 0 円の増額。人間ドックの補
助金としまして増額補正をしてございます。

5 款諸支出金、1 目他会計繰出金で、今回新たに2 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加措置し
てございます。一般会計繰出金としまして措置をしてございます。

これにつきましては、歳入の過年度療養給付費負担金精算金等を措置してございます。

以上、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第3 8 号についてご説明申し上げます。

議案第3 8 号、平成2 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第5 号）。

平成2 5 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1 億6, 0 0 0 万円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8 億7, 9 7 1 万5, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成2 6 年3 月1 0 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

諸収入、既定額に１億６，０００万円を追加してございます。

歳入合計では、既定額に１億６，０００万円を追加し８億７，９７１万５，０００円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成事業費、既定額に１億６，０００万円を追加してございます。

歳出合計では、既定額に１億６，０００万円を追加し８億７，９７１万５，０００円と定めてございます。

３ページ、事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

４ページをお願いします。

歳入でございます。

諸収入、雑入、既定額に１億６，０００万円を追加し３億９，０８０万円。

計といたしまして、既定額に１億６，０００万円を追加し８億７，９７１万５，０００円と定めてございます。

これにつきましては、生馬企業用地造成事業に伴います高速残土搬入土量の増加による追加となっております。

歳出でございます。

宅地造成費、残土処理場事業費、既定額に１億６，０００万円を追加し３億６，９２２万７，０００円。

計といたしまして、既定額に１億６，０００万円を追加し４億２，３８５万１，０００円と定めてございます。

主なものとしましては、搬入土量の増加に伴います敷きならし、締め固め費及び排水路等工事請負費を計上してございます。

また、積立金としまして、周辺の環境整備、防災対策費に要する経費の財源といたしまして、上富田町企業用地造成事業基金へ１億円の積立金を措置してございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

よろしくお願いします。私から、議案第３９号から第４０号についてご説明いたします。

議案第３９号、平成２５年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第２号）。

平成25年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ817万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入、既定額に今回1万3,000円を追加し817万6,000円に。

歳入合計といたしまして既定額に1万3,000円を追加し817万6,000円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、1項公債費、既定額に1万3,000円を追加し218万8,000円に。

歳出合計といたしまして規定額に1万3,000円を追加し817万6,000円と定めております。

3ページの事項別明細書総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款諸収入、1目宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に1万3,000円を追加し817万6,000円と定めてございます。

3、歳出でございます。

1款公債費、1目元金、既定額に13万9,000円を追加。

2目利子、既定額から12万6,000円を減額。

合計といたしまして、既定額に1万3,000円を追加し218万8,000円と定めております。

主なものとしましては、借りかえにより元利均等払いから元金均等払いに変更になったことに伴う差額分でございます。

続きまして、議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、平成25年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）。

平成25年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,166万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入。既定額から5万1,000円を減額して5,166万円に。

歳入合計といたしまして、既定額から5万1,000円を減額して5,166万円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、1項公債費、既定額から5万1,000円を減額し904万1,000円に。

歳出合計といたしまして、既定額から5万1,000円を減額し5,166万円と定めております。

3ページの事項別明細書総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、既定額から5万1,000円を減額し5,166万円と定めてございます。

3、歳出でございます。

1款公債費、1目元金、既定額に85万6,000円を追加。

2目利子、既定額から90万7,000円を減額。

合計といたしまして、既定額から5万1,000円を減額し904万1,000円と

定めております。

主なものといたしましては、借りかえにより元利均等払いから元金均等払いに変更になったことに伴う差額分でございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課企画員、谷本君。

○上下水道課企画員（谷本芳朋）

よろしくお願いいたします。私からは、議案第41号をご説明申し上げます。

議案第41号、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則第1条、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,744万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

収入科目、第2款、水道事業資本的収入、既定額2,130万円。補正額、減額でございます950万円。計1180万円。

第1項工事負担金、既定額600万円、補正額増額550万円で計1150万円。

第2項他会計負担金、既定額30万円、補正はございません。

第3項企業債、既定額1,500万円、補正額は減額の1,500万円でゼロ円でございます。

次のページをお願いいたします。

企業債、第3条、予算第6条に定めた企業債を次のとおり廃止する。

廃止、第一浄水場耐震化整備事業、1,500万円。

過年度分損益勘定留保資金と工事負担金を充当するため。

平成26年3月10日提出、上富田町長、小出隆道。

次のページをお願いいたします。

平成25年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、資本的収入。

2款水道事業資本的収入、既定額2,130万円で補正額減額の950万円、計1,180万円。

1項工事負担金、1目工事負担金、既定額600万円、補正額増額の550万円。計1,150万円で施設工事負担金550万円でございます。

3項企業債、既定額1,500万円、補正額減額の1,500万円でゼロ円。

企業債廃止に伴う最終の組み替え予算でございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時30分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第42号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

平成26年度上富田町一般会計予算。

平成26年度上富田町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億8,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項・期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入では、1款町税で14億8,991万8,000円と定めています。2款地方譲与税で6,000万円、3款利子割交付金で750万円、4款配当割交付金で800万円、5款株式等譲渡所得割交付金で150万円、6款地方消費税交付金で1億8,000万円、7款ゴルフ場利用税交付金で3,300万円、8款自動車取得税交付金で1,020万円、9款地方特例交付金で1,000万円、10款地方交付税で17億6,300万円、11款交通安全対策特別交付金で300万円、12款分担金及び負担金で7,299万5,000円、13款使用料及び手数料で1億834万8,000円、14款国庫支出金で5億4,585万6,000円。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金で4億3,432万2,000円、16款財産収入で9,271万3,000円、17款寄付金で460万円、18款繰入金で1億754万5,000円、19款繰越金で1,000万円、20款諸収入で6億4,640万3,000円、21款町債で3億9,110万円。

歳入合計では、59億8,000万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出では、1款議会費で8,733万3,000円、2款総務費で8億7,560万8,000円、3款民生費で19億9,284万5,000円、4款衛生費で6億1,667万9,000円、5款農林水産業費で2億3,680万9,000円、6款商工費で2,327万9,000円、7款土木費で8億80万3,000円、8款消防費で2億3,171万9,000円、9款教育費で4億2,322万9,000円。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費で1,620万円、11款公債費で6億7,449万6,000円、12款予備費で100万円。

歳出合計では、59億8,000万円と定めています。

次に、「第2表 債務負担行為」です。

消防救急無線デジタル化整備事業で、平成26年度から27年度までの期間で限度額を3,530万円、産業振興施設整備事業で、平成26年度から27年度までの期間で

限度額を1億5,000万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債」です。

観光施設整備事業で限度額を560万円、災害援護資金で限度額を350万円、統合保育所建設事業で限度額を8,240万円、道路橋梁等整備事業で限度額を200万円、産業振興施設整備事業で限度額を5,130万円、消防施設整備事業で限度額を320万円、臨時財政対策債で限度額を2億4,310万円、起債合計としましては、3億9,110万円と見込んでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、総括です。このページから13ページにつきましては、平成25年度と比較しております。本年度は、歳入歳出それぞれ3億2,500万円の増加となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、14ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

1款町税でございますが、前年度までの決算や決算見込みを加味し、計上してございます。

町民税の個人では5億3,500万円、均等割の増加により、前年度より2,000万円の増額を見込んでございます。

法人税では1億1,005万円で、前年度より1,000万円の減額を見込んでおります。

固定資産税では6億4,500万円で、前年度より3,000万円の増額を見込んでございます。

固定資産等所在市町村交付金及び納付金では486万8,000円で、前年度より10万9,000円の減額を見込んでございます。

軽自動車税では4,350万円で、前年度より100万円の増額を見込んでございます。

町たばこ税では1億5,000万円で、前年度より4,000万円の増額を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

入湯税では150万円で、前年度と同額を見込んでございます。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税では1,800万円で、前年度より100万円の減額を見込んでございます。

自動車重量譲与税では4, 200万円で、前年度より600万円の減額を見込んでございます。

3款利子割交付金では750万円で、前年度より50万円の増額を見込んでございます。

4款配当割交付金では800万円で、前年度より400万円の増額を見込んでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金では、本年度150万円で、前年度より50万円の増額を見込んでございます。

6款地方消費税交付金では1億8,000万円で、前年度より6,500万円の増額を見込んでございます。5%から8%への増加分につきましては、社会保障と税の一体改革において、引き上げ分の地方消費税収分については、12分の2に相当する額を社会保障施策に要する経費に充てることとされております。これを受けまして、特別会計国民健康保険、介護保険等への繰出金に充当させていただいています。

7款ゴルフ場利用税交付金では3,300万円で、前年度より400万円の減額を見込んでございます。

8款自動車取得税交付金では1,020万円で、前年度より680万円の減額を見込んでございます。

9款地方特例交付金では1,000万円で、前年度と同額を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

10款地方交付税では17億6,300万円で、地方財政計画及び前年度実績、税収見込み等により、前年度より1.6%、2,900万円の減額を見込んでございます。内訳としましては、普通交付税で15億4,800万円、特別交付税で2億1,500万円と見込んでございます。

11款交通安全対策特別交付金では、前年度と同額の300万円を見込んでございます。

12款分担金及び負担金の民生費負担金では7,299万5,000円で、保育所運営費負担金を見込んでございます。

農林業費負担金は、本年度はございません。

13款使用料及び手数料の総務使用料では840万円、民生使用料で6万2,000円、農林業使用料で4万円、土木使用料で5,969万7,000円、教育使用料で710万1,000円、合計としまして7,530万円で、共同作業場、町営住宅、文化会館等の使用料を見込んでございます。

総務手数料では572万2,000円で、次のページをお願いいたします。20ページ

ジです。戸籍住民基本台帳の手数料等を見込んでございます。

衛生手数料で2,709万円、農林業手数料で7,000円、土木手数料で22万9,000円、合計3,304万8,000円で、各種証明手数料、可燃・不燃物収集処理手数料等を見込んでございます。

14款国庫支出金では、総務費国庫負担金で地籍調査事業費負担金1,742万5,000円、民生費国庫負担金では3億9,085万円で、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金等を見込んでございます。

次の22ページをお願いいたします。

総務費国庫補助金では、番号制度導入に係る関係システム整備事業費補助金2,015万2,000円、民生費国庫補助金では9,057万8,000円で、隣保館運営費補助金、地域生活支援事業費補助金等を見込んでございます。

衛生費国庫補助金では627万3,000円で、保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置費補助金549万3,000円、がん検診推進事業費補助金78万円を見込んでございます。

農林業費国庫補助金では835万6,000円で、農業費補助金の中山間地域等直接支払事業費補助金825万円、土木費国庫補助金では1,633万5,000円で、土木管理費補助金108万5,000円で、木造住宅の耐震診断、改修、改修設計費補助金を、住宅費補助金では1,250万円で、社会資本整備総合交付金では275万円を見込んでございます。

教育費国庫補助金では146万6,000円で、幼稚園就園奨励費補助金等を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

総務費委託金では16万4,000円で、中長期在留住居地届出等事務委託金12万8,000円、民生費委託金では405万2,000円で、基礎年金事務委託金400万円、農林業費委託金では20万5,000円で、農業者年金事務委託金を見込んでございます。

土木費委託金は、本年度はございません。

15款県支出金の総務費県負担金では、地籍調査事業費負担金871万2,000円、民生費県負担金では2億4,563万1,000円で、国民健康保険保険基盤安定負担金7,325万、障害者自立支援給付費負担金7,858万円、障害児施設措置費（給付費等）負担金1,250万円、児童手当負担金で4,268万円、衛生費県負担金では188万5,000円で、予防接種健康被害救済給付費負担金188万5,000円等を見込んでございます。

総務費県補助金では2,301万3,000円で、観光施設整備補助金2,200万円、民生費県補助金では7,505万6,000円で、社会福祉費補助金では3,138万5,000円で、次のページをお願いいたします。重度心身障害児（者）医療費補助金2,742万6,000円等を見込んでございます。

児童福祉費補助金では3,804万6,000円で、乳幼児医療費の補助金1,623万2,000円、放課後児童対策事業費補助金1,148万円等を見込んでございます。

衛生費県補助金では736万6,000円で、合併処理浄化槽設置費補助金549万3,000円。

農林業費県補助金では2,828万7,000円で、中山間地域等直接支払事業費補助金412万5,000円、次のページをお願いいたします。新規就農総合支援事業青年就農給付金1,200万円。

土木費県補助金では74万2,000円で、木造住宅の耐震診断、改修、改修設計費補助金を見込んでございます。

教育費県補助金では1,047万6,000円、放課後子ども教室推進事業費補助金59万2,000円、紀の国わかやま国体リハーサル大会開催補助金657万6,000円等を見込んでございます。

総務費委託金では3,315万4,000円で、県知事選挙委託金834万円、県議会議員選挙委託金229万円等を見込んでございます。

16款財産収入の利子及び配当金では21万4,000円で、森林組合出資配当金10万円及び各種基金預金利子を見込んでございます。

次の30ページをお願いいたします。

財産貸付収入では450万円で、電柱等の占用料金を見込んでございます。

不動産売払収入は1,174万9,000円で、普通財産売払収入及び丹田台改良住宅の払い下げ収入を見込んでございます。

砂利販売収入では7,625万円で、富田川河床整備に伴う砂利販売収入を見込んでございます。

17款寄附金の一般寄附金では10万円を、総務費給付金では450万円を、さわか上富田まちづくり寄附金で350万円、市ノ瀬財産区からのトイレ整備事業寄附金100万円を見込んでございます。

18款繰入金のさわか上富田まちづくり基金繰入金では860万円から、減債基金繰入金では6,988万1,000円の6基金合計では1億514万5,000円を見込んでございます。

本年度、事業所等立地促進基金繰入金は、本年度はございません。

総務費繰入金では240万円で、市ノ瀬財産区議会議員選挙費繰入金240万円を見込んでございます。

19款繰越金では、前年度繰越金1,000万円を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

20款諸収入では、延滞金、加算金合計で100万1,000円を、町預金利子で1万円を見込んでございます。

県証紙売捌代金で450万円、県証紙売捌手数料で9万7,000円、納付金は62万8,000円で、日本スポーツ振興センター納付金でございます。

雑入では6億4,016万7,000円で、主なものとしましては新市町村振興宝くじ交付金で1,010万円、建設残土処分料としまして5億9,377万5,000円等を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

21款町債では、総務債は560万円で市ノ瀬地区のトイレ整備事業債を、民生債は8,590万円で統合保育所建設事業債と災害援護資金債を見込んでございます。土木債は5,330万円で、道路橋梁等整備事業債と産業振興施設整備事業債を、消防債は320万円で、消防救急無線デジタル化整備事業債を見込んでございます。臨時財政対策債は2億4,310万円で、前年度より2,100万円少ない額を見込んでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

1款議会費は8,733万3,000円で、主なものとしましては、次のページをお願いいたします。役務費で定例会等議事録筆耕翻訳料50万円を措置してございます。

2款総務費の一般管理費では5億1,524万3,000円で、町の全般的な管理運営費及び庁舎の維持管理費等を措置してございます。

主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

需用費の光熱水費では、庁舎の電気料、水道料、公共下水道料金等を措置してございます。

委託料では、番号制度導入に係るシステム改修委託料に237万6,000円、使用料及び賃借料では、クラウドシステムの現行システムとの並行稼働期間の費用として442万5,000円を措置してございます。

40ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金では、和歌山県市町村総合事務組合負担金、共済組合への負

担金としまして、負担金合計 8, 249 万円を措置してございます。

積立金では、財政調整基金積立金 1 億 9, 103 万円を措置してございます。

財産管理費では 2, 210 万円で、役務費で町有建物の火災保険料 538 万 8, 000 円、使用料及び賃借料で庁舎前の駐車場用地借上料 609 万 3, 000 円、積立金で上富田町共同作業所基金に 840 万 2, 000 円を措置してございます。

防災対策費では 2, 025 万 8, 000 円で、次のページをお願いいたします。備品購入費で、防災用備蓄備品の購入費 100 万円、負担金、補助及び交付金では、町内会館等耐震改修費補助金としまして 478 万 8, 000 円を措置してございます。

交通安全対策費では 1, 960 万 1, 000 円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、くちくまのコミュニティバス運行経費補助金 1, 500 万円を、防犯灯設置補助金 100 万円を措置してございます。

企画費では 2, 827 万 8, 000 円で、主なものとしまして、市ノ瀬小山地区へ設置しますトイレ設置工事請負費用を措置してございます。

次に、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では 2, 075 万 3, 000 円で、次のページをお願いいたします。小中学校への新入生への図書の配布、ブックスタートとして 10 カ月幼児への幼児用図書の配布、国際交流協会補助金、都市との交流事業補助金、また本年 8 月 27 日に上富田スポーツセンターの多目的グラウンドで開催予定の夏期巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会等に要する所要額を措置してございます。

人権推進費では 57 万 2, 000 円で、人権推進に要する所要額を措置してございます。

男女共同参画社会推進費では 57 万 4, 000 円で、男女共同参画啓発物資等所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

地籍調査費では 6, 636 万 5, 000 円で、継続で生馬口、小西、小房、白滝地区、新規で岡の字苔田、宮代、中嶋地区の全体で 5. 85 平方キロメートルを計画し、測量委託料等所要額を措置してございます。

税務総務費では 6, 584 万 2, 000 円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、和歌山地方税回収機構負担金 93 万 2, 000 円を措置してございます。

賦課徴収費では 3, 228 万 5, 000 円で、課税と徴収に係る経費を措置してございます。主なものとしましては、固定資産評価業務委託料 410 万 4, 000 円、税制改正対応システム業務委託料としまして 223 万 6, 000 円等を措置してございます。

次の５２ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費では４，１０１万５，０００円で、主なものとしましては、番号制度導入に係るシステム改修委託料７７７万６，０００円、戸籍総合システムの借上料８１２万３，０００円を措置してございます。

選挙管理委員会費では９７３万５，０００円で、選挙管理委員会委員報酬等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

町議会議員選挙費では８８０万円で、平成２６年５月任期の選挙必要経費を措置してございます。

県知事選挙では８３５万円で、平成２６年１２月任期の選挙必要経費を措置してございます。

市ノ瀬財産区議会議員選挙費では２４０万円で、平成２７年３月任期の選挙必要経費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

県議会議員選挙費では２３０万円で、平成２７年４月任期の選挙準備経費を措置してございます。

参議院議員通常選挙費、町長選挙費、農業委員会委員選挙費につきましては、本年度はございません。

統計調査総務費では８２７万５，０００円で、主なものとしまして、職員１名分の人件費を措置してございます。

指定統計調査費では１９１万円で、主なものとしましては、工業統計、教育統計、国勢調査の調査区の設定等に要する所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

監査委員費では９１万２，０００円で、監査委員２名分の報酬等を措置してございます。

３款民生費の社会福祉総務費では２億６，４０１万９，０００円で、主なものとしまして、委託料で指定管理者制度に基づく地域福祉センターの管理委託料２５０万円。

負担金、補助及び交付金で、民生児童委員協議会活動費補助金３８２万３，０００円。
次の６０ページをお願いいたします。

繰出金で、特別会計介護保険繰出金１億９，９９４万２，０００円を措置してございます。

老人福祉費では４，６８３万４，０００円で、主なものとしまして、委託料で緊急通報監視センター委託料２１３万９，０００円、負担金、補助及び交付金で、紀南地方老

人福祉施設組合負担金 2, 720 万 8, 000 円を措置してございます。

障害福祉費では 4 億 304 万 4, 000 円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。扶助費で 3 億 8, 818 万 8, 000 円で、障害者の介護手当給付費、サービス費等を措置してございます。

社会児童福祉医療費では 4 億 7, 559 万 3, 000 円で、重度心身障害児（者）・乳幼児医療費等に係る所要額及び、次のページ、64 ページをお願いいたします。繰出金では、特別会計国民健康保険繰出金 1 億 9, 762 万 7, 000 円、後期高齢者医療繰出金 1 億 6, 192 万円を措置してございます。

大谷総合センター運営費では 906 万 7, 000 円で、大谷総合センター運営に係る所要額を措置してございます。

臨時福祉給付金給付事業では 5, 805 万円で、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に配慮を行うための臨時福祉給付金に係る所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

児童福祉総務費では 789 万 9, 000 円で、主なものとしまして、委託料で子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 205 万 2, 000 円を措置してございます。

保育所運営費では 3 億 1, 584 万 6, 000 円で、保育所運営に係る給与費及び所要の経費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

保育所建設事業費では 1 億 311 万 4, 000 円で、「朝来第 1 保育所」に統合します第 2 保育所建設のための用地購入費及び基本設計、土砂搬入のための工事請負費等を措置してございます。

児童措置費では 2 億 7, 540 万円で、児童手当費 2 億 7, 540 万円を措置してございます。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業では 2, 192 万 9, 000 円で、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置としての所要額を措置してございます。

次の 70 ページをお願いいたします。

保育所整備事業費につきましては、本年度はございません。

災害救助費では 1, 205 万円で、前年度と同額を措置してございます。

4 款衛生費の保健衛生総務費では 1 億 4, 339 万円で、主なものとしまして、委託料で、乳幼児、妊産婦検診等の委託料で 1, 362 万 9, 000 円。

次の 72 ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金では、公立紀南病院組合の運営費と負担金で6, 121万7, 000円、繰出金では、特別会計診療所事業繰出金としまして2, 355万3, 000円を措置してございます。

予防費では9, 544万5, 000円で、次の74ページをお願いいたします。委託料で、各種検診委託料及び予防接種インフルエンザ等の委託料等で、6, 569万9, 000円を措置してございます。

環境衛生費では2, 144万2, 000円で、主なものとしまして、委託料で、水質検査委託料及び斎場事務業務の委託料等998万6, 000円を措置してございます。

次の76ページをお願いいたします。

清掃総務費では3億5, 640万2, 000円で、主なものとしまして、委託料で、可燃物・不燃物の収集委託料等で9, 279万円、負担金、補助及び交付金では、上大中清掃施設組合負担金、富田川衛生施設組合の負担金等で2億3, 960万3, 000円を措置してございます。

次の78ページをお願いいたします。

5款農林水産業費の農業委員会費では2, 780万1, 000円で、農業委員報酬及び委員会に必要な所要額を措置してございます。

農業総務費では1億6, 790万8, 000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、上富田町農業振興協議会補助金533万2, 000円、有害駆除捕獲補助金396万円、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金575万円、繰出金では、特別会計への農業集落排水事業繰出金1億3, 391万5, 000円を措置してございます。

農業振興費では3, 100万2, 000円で、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金で、中山間地域等直接支払事業交付金1, 650万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

畜産振興費では4万9, 000円を措置してございます。

土地改良施設維持管理適正化事業費については、本年度はございません。

林業総務費では1, 005万3, 000円で、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金では、上富田町間伐等実施事業補助金150万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

6款商工費の商工総務費では2, 327万9, 000円で、主なものとしまして、委託料で、スポーツ観光ホームページ作成委託料30万円、負担金、補助及び交付金では、スポーツ合宿助成金100万円、商工会館の改修工事への補助金500万円を措置してございます。

7 款土木費の土木総務費では1, 273万6, 000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。委託料で、高圧コンデンサーの廃棄処理委託料160万円を措置してございます。

道路橋梁総務費では682万円で、主なものとしまして、原材料費の保守主材料費で90万円、負担金、補助及び交付金で、県営事業の急傾斜地崩壊対策工事負担金30万円を措置してございます。

道路橋梁維持費では1, 310万円で、交通安全施設の整備、道路維持補修工事請負費等を措置してございます。

高速道路推進費では5億28万8, 000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。仮称口熊野交流館建設に係る土壌検査、工事請負費等所要額としまして8, 368万5, 000円、大内谷残土処分場については、調整池及び盛り土の敷きならし工事等所要額としまして4億250万円を措置してございます。

社会資本整備総合交付金事業費では1, 377万2, 000円で、主なものとしましては、橋梁補修工事請負費500万円を措置してございます。

河川総務費では349万円で、主なものとしまして、次の90ページをお願いいたします。岩田井ノ谷地区、岩崎野田排水施設管理委託料150万4, 000円を措置してございます。

河川改良費では7, 725万1, 000円で、平成24年度より引き続き富田川の土砂堆積による河床整備費として7, 525万1, 000円、今回は山王橋下流及び市ノ瀬根皆田地区周辺の土砂搬出を計画してございます。

都市計画費では1億2, 321万3, 000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。都市計画の審議会委員の報酬及び特別会計公共下水道事業繰出金1億2, 301万5, 000円を措置してございます。

住宅管理費では3, 060万7, 000円で、定住促進住宅も含めた住宅管理費を措置してございます。

工事請負費では、定住促進住宅に設置しますシャワー設置のための1, 100万円を措置してございます。

公営住宅建設事業費では1, 952万6, 000円で、主なものとしまして、公営住宅長寿命化計画による住宅修理工事請負費500万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

8 款消防費の常備消防費では2億1, 286万9, 000円で、消防事務業務委託料を措置してございます。

非常備消防費では1, 843万円で、消防団員140名の報酬、手当及び必要所要額

を措置してございます。

次の９６ページをお願いいたします。

９款教育費の教育委員会費では２１１万１，０００円で、教育委員会委員報酬等を措置してございます。

事務局費では４，３６１万３，０００円で、適応指導教室臨時職員の賃金１９０万９，０００円。次の９８ページをお願いいたします。私立幼稚園就園奨励費補助金６２３万５，０００円、熊野高校との交流を図るための地域交流事業補助金３０万円等を措置してございます。

小学校費の学校管理費では６，５６２万８，０００円で、小学校５校の運営費及び維持管理費を措置してございます。

次の１０１ページをお願いいたします。

教育振興費では８２６万６，０００円で、主なものとしまして、扶助費で、要保護及び準要保護児童援助費２０７万９，０００円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費では２，３４９万９，０００円で、上富田中学校の運営費及び維持管理費を措置してございます。

教育振興費では２，４５５万５，０００円で、主なものとしまして、ＡＬＴ１名分の賃金４００万円。

次のページをお願いいたします。

オーストラリアへの海外研修業務の委託料としまして８４０万円を措置してございます。

負担金、補助及び交付金では、遠距離通学の補助金、ヘルメットの補助金、修学旅行の引率費の補助金、生徒クラブ活動振興補助金等で１９７万６，０００円を措置してございます。

要保護及び準要保護の生徒の援助費としましては４７５万３，０００円を措置してございます。

社会教育総務費では３，１７６万５，０００円で、社会教育委員及び文化財審議委員報酬ほか社会教育推進のための所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

生涯学習事業費では７１０万９，０００円で、生涯学習指導員の報酬ほか生涯学習推進のための所要額を措置してございます。

公民館運営費では２，２４３万４，０００円で、公民館運営経費及び活動補助金等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

人権教育推進費では265万3,000円で、人権教育を推進するための経費、運営費を措置してございます。

青少年対策費では632万5,000円で、青少年補導員報酬及び、次のページをお願いいたします。スポーツ少年団体、緑の少年団育成補助金等、青少年の育成活動費を措置してございます。

児童館運営費では964万2,000円で、児童館の運営、維持管理費を措置してございます。

放課後児童対策費では1,917万2,000円で、主なものとしまして、あすなろ、なごみ学童保育所の放課後児童対策業務委託料1,722万2,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

図書館運営費では1,054万4,000円で、図書購入費、図書館システムの借上料等、運営、維持管理所要額を措置してございます。

文化会館運営費では3,639万4,000円で、文化会館の運営に必要な維持管理費及び委託料では、次のページをお願いいたします。自主事業の委託料としまして360万円を措置してございます。

工事請負費では、電話設備のとりかえ工事請負費108万円を措置してございます。

保健体育総務費では6,452万5,000円で、次のページをお願いいたします。体育協会、紀州口熊野マラソン実行委員会等への補助金、また、本年5月と9月にリハーサル大会を予定しております紀の国わかやま国体実行委員会補助金を措置してございます。

体育施設管理費では4,499万4,000円で、主なものとしまして、上富田スポーツセンター、若もの広場、市ノ瀬体育館の体育施設指定管理委託料2,918万6,000円を措置してございます。

10款災害復旧費につきまして、公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧費では1,560万円で、昨年度実施できませんでした災害の応急復旧工事請負費1,550万円を措置してございます。

農林水産施設の災害復旧費の単独災害復旧事業費では60万円で、前年度と同額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

11款公債費では、元金で5億8,663万円、利子で8,786万6,000円、合計6億7,449万6,000円を措置してございます。

12款予備費では、前年度同額の100万円を措置してございます。

119ページから123ページにつきましては、職員給与費明細書でございます。特別職、議員、職員105名分等の明細となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

124ページをお願いいたします。

債務負担に関する調書です。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

1番の雇用促進住宅買取事業、限度額は1億100万円、前年度末までの支出見込み額としまして3,782万1,000円、当該年度以降の支出予定額としまして6,317万9,000円となっております。

これ以降につきましては、当該年度以降の支出予定額のみご説明させていただきます。

くちくまのコミュニティバス運行事業で1,500万円、子ども・子育て支援事業計画策定事業で262万5,000円、産業振興施設整備事業で1億5,000万円、大内谷の残土処分場整備事業で8,000万円、消防救急無線デジタル化整備事業で3,530万円、上富田町体育施設指定管理事業で5,837万2,000円を予定してございます。

125ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

当該年度の末の現在高見込み額合計で説明させていただきます。右の一番下になります。

26年度末の現在高見込み額としましては、63億8,739万6,000円と見込んでございます。

以上が平成26年度の予算概要でございます。大変厳しい予算編成となっておりますが、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

私から、議案第43号から第46号までをご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第43号、お願いします。

議案第43号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成26年度上富田町の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,351万1,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におけます1月末現在の加入世帯数は2,808世帯で、被保険者数は5,027人です。昨年度同期比較で、世帯数で36世帯の減、被保険者数で132人の減となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款国民健康保険税で5億4,691万8,000円と定めています。2款使用料及び手数料で1万円、3款国庫支出金で5億4,193万円、4款療養給付費交付金で9,273万8,000円、5款前期高齢者交付金で2億9,000万円、6款県支出金で1億3,222万3,000円、7款共同事業交付金で2億9,650万円、8款財産収入で2万円。

次のページをお願いします。

9款繰入金で2億7,309万7,000円、10款繰越金で1万円、11款諸収入で6万5,000円。

歳入合計といたしまして21億7,351万1,000円と定めています。

4ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費で5, 486万4, 000円と定めています。2 款保険給付費で13億3, 567万9, 000円、3 款後期高齢者支援金で2億6, 904万円、4 款前期高齢者納付金等で54万円、5 款老人保健拠出金で12万円、6 款介護納付金で1億3, 100万円。

次のページをお願いします。

7 款共同事業拠出金で3億4, 300万1, 000円、8 款保健事業費で3, 364万7, 000円、9 款基金積立金で2万円、10 款公債費で150万円、11 款諸支出金で310万円、12 款予備費で100万円。

歳出合計といたしまして21億7, 351万1, 000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

6 ページ、7 ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

8 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1 款国民健康保険税で、一般、退職合わせまして5億4, 691万8, 000円を計上しています。今年度は据え置きということで予算計上しております。対前年度と比較しまして、80万7, 000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

使用料及び手数料、督促手数料で、前年と同額の1万円を計上してございます。

3 款国庫支出金の国庫負担金合計全体で4億1, 455万6, 000円を計上しております。なお、1 目の療養給付費負担金で、保険者負担分の32%となります3億8, 907万5, 000円を計上しております。

続きまして、2 項の国庫補助金、1 目財政調整交付金で1億2, 737万4, 000円を計上しております。この額は、保険者負担額の9%を見込んでございます。

続きまして、4 款療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金で9, 273万8, 000円を見込んでおります。この額は、支払基金から交付される額でございます。

10 ページをお願いいたします。

5 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金で2億9, 000万円を計上しております。この額につきましても、支払基金から交付されるもので、前期高齢者の加入率が高いほど多く交付されることとなっております。

6 款県支出金、1 項県負担金、合計で1億2, 774万9, 000円を計上しております。

3 目の県調整交付金で、普通調整交付金9, 726万8, 000円、これにつつまし

ては、保険者負担分の9%を見込んでございます。

続きまして、2項県補助金、1目財政対策補助金で447万4,000円を措置して
ございます。マル老とマル身の補助金でございます。

7款共同事業交付金、全体、次のページで、2億9,650万円を措置しております。
これにつきましては、30万及び80万を超える高額医療費に対しまして、国保連合会
から交付されるものでございます。

8款財産収入、1目利子及び配当金で2万円を措置しております。基金の利息でござ
います。

9款繰入金、1目一般会計繰入金で、合計としまして1億9,762万7,000円、
このうち基盤安定繰入金は保険税の7割、5割、2割の軽減分及び保険者支援分の繰入
金で、町の負担はそれぞれ4分の1となつてございます。

続きまして、基金の繰入金でございます。

1目国民健康保険の基金繰入金で7,547万円を計上してございます。これにより
まして、本予算執行後の基金の残高は2,911万9,975円となる見込みでござい
ます。

12ページをお願いいたします。

10款繰越金でございます。昨年同様、1万円を措置してございます。

11款諸収入の1項延滞金、加算金及び過料では、退職、一般合わせまして2,00
0円を計上してございます。

2項町預金利子では1,000円を計上してございます。

3項雑入、1目の一般被保険者第三者納付金から4目の退職被保険者等返納金で6万
2,000円を措置してございます。

続きまして、14ページをお願いします。

歳入です。

1項総務管理費では2,383万7,000円を計上してございます。主なものとし
まして、職員2名分の人件費、それと7節の賃金につきましては、臨時1名分でござい
ます。

次のページをお願いします。

2目連合会負担金140万円。これにつきましては、国民健康保険団体連合会への負
担金でございます。

続きまして、2項徴税費、1目賦課徴収費で2,940万3,000円を計上してご
ざいます。主なものとしまして、職員2名分の人件費及び7節の臨時傭人料で2名分、
773万7,000円を措置してございます。国保税徴収に要する経費でございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、3項運営協議会費につきましては、本年度も昨年同額の22万4,000円を計上してございます。

続きまして、保険給付費、療養諸費でございます。合計で11億4,330万3,000円を計上しております。前年度と比較しまして1,600万円の減ということで見込んでございます。

次のページをお願いします。

2項高額療養費でございます。合計で1億8,080万円を見込んでございます。昨年と比較しまして2,300万円の増額を見込んでございます。

3項移送費で、昨年と同額の2万円を見込んでございます。

18ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費で、合計としまして1,050万6,000円を見込んでございます。出産一時金で42万円の25名分を見込んでございます。

5項葬祭諸費で105万円、3万円の35名分を見込んでございます。

続きまして、後期高齢者支援金等で合計で2億6,904万円を見込んでございます。

次のページをお願いします。

4款前期高齢者納付金では、合計としまして54万円を措置してございます。

5款老人保健拠出金では、昨年同様の12万円を計上してございます。

6款介護納付金では、合計としまして1億3,100万円を計上してございます。これは、40歳から64歳までの介護分で、支払基金に納付するものとなります。

20ページをお願いします。

7款共同事業拠出金で、合計としまして3億4,300万1,000円を措置してございます。これは、県内市町村の財政安定化を図るため、一般被保険者の30万及び80万円を超える医療費につきまして、国保連合会へ拠出するものでございます。

8款保健事業費で、合計としまして1,908万4,000円を計上しております。主なものとしまして、13節委託料、特定健診委託料で1,608万1,000円を計上してございます。

続きまして、保健事業費で1,456万3,000円を措置してございます。レセプト点検及び経費及び人間ドック委託料等でございます。

9款基金積立金では2万円を措置してございます。

22ページをお願いいたします。

10款公債費では、利息としまして150万円受け入れをしております。一時借入金の利息でございます。

続きまして、１１款諸支出金では、合計としまして３１０万円を措置してございます。
税金の過年度分の還付金でございます。

１２款予備費につきましても、前年と同様の１００万円を措置しております。

２３ページからの給与費明細書につきましては、お目通しのほどをよろしく願ひいたします。

続きまして、議案第４４号をお願いします。

議案第４４号、平成２６年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成２６年度上富田町の特別会計介護保険予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億４，６１０万８，０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

一時借入金。

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、２億円と定める。

歳出予算の流用。

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第２号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２６年３月１０日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におけます１月末現在の６５歳以上の第１号被保険者数は、３，５２５名で、昨年同期と比較しまして１１３名の増となっております。

次のページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算」でございます。

歳入です。

１款保険料で２億１，５５９万２，０００円と定めています。

2 款使用料及び手数料で 1, 0 0 0 円、3 款国庫支出金で 3 億 1 7 5 万円、4 款支払基金交付金で 3 億 4, 0 8 9 万 9, 0 0 0 円、5 款県支出金で 1 億 6, 9 7 6 万 2, 0 0 0 円、6 款財産収入で 5, 0 0 0 円、7 款繰入金で 2 億 4 5 4 万 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

8 款繰越金で 1 万円。9 款諸収入で 7 3 0 万 2, 0 0 0 円。1 0 款町債で 6 2 4 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計といたしまして、1 2 億 4, 6 1 0 万 8, 0 0 0 円と定めております。

4 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費で 4, 0 5 5 万 7, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費で 1 1 億 5, 6 0 5 万円、3 款公債費で 1 5 0 万円、4 款地域支援事業費で 4 8 0 万 1, 0 0 0 円、歳出合計といたしまして、1 2 億 4, 6 1 0 万 8, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第 2 表 地方債」です。

起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額、6 2 4 万 2, 0 0 0 円と見込んでございます。和歌山県より無利子で借入れを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 ページ、7 ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

8 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

介護保険料につきましては、第 5 期の 3 年目ということで、昨年と同額の保険料の率でございます。第 1 号被保険者保険料で 2 億 1, 5 5 9 万 2, 0 0 0 円を計上してございます。特別徴収、普通徴収合わせて 2 億 1, 5 1 9 万 2, 0 0 0 円としてございます。割合につきましては、負担割合は 2 5 % ということで計上してございます。

2 款使用料及び手数料では、昨年と同額の 1, 0 0 0 円を見込んでございます。

3 款国庫支出金、1 項の国庫負担金では 2 億 1, 0 9 1 万円を計上してございます。負担割合の 1 8. 2 % を見込んでございます。

2 項国庫補助金、合計で 9, 0 8 4 万円を計上してございます。調整交付金で 8, 0 9 2 万 2, 0 0 0 円を見込んでございます。負担割合の 7 % を計上してございます。

続きまして、4 款支払基金交付金、合計で 3 億 4, 0 8 9 万 9, 0 0 0 円を計上してございます。

1 目の介護給付費交付金で、負担割合の 29% の 3 億 3, 525 万 2, 000 円を見込んでございます。

5 款県支出金、県負担金では 1 億 6, 480 万 3, 000 円、負担割合の 14.3% を見込んでございます。

2 項県補助金では、合わせまして 495 万 9, 000 円を措置してございます。

6 款財産収入の利子及び配当金で、昨年同様の 5, 000 円を計上してございます。基金の預金利息を見込んでございます。

10 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、合計で 1 億 9, 994 万 2, 000 円を計上してございます。

1 目の介護給付費繰入金で、負担割合 12.5% の 1 億 4, 450 万 3, 000 円を見込んでございます。

2 項基金繰入金では、本年度 460 万 3, 000 円を計上してございます。この予算執行後の基金残高はゼロとなる予定でございます。

8 款繰越金は、昨年同様 1 万円を措置してございます。

1 項預金利子につきましても、昨年同様の 1, 000 円を見込んでございます。

2 項雑入では、合計としまして 730 万 1, 000 円、3 目の新予防給付費サービス計画費で 729 万 9, 000 円を拠出しております。これにつきましては、要支援 1、2 のケアプランの作成料を見込んでございます。

10 款町債、1 項財政安定化基金貸付金で 624 万 2, 000 円を計上してございます。これにつきましては、財源不足を補うために、県よりの借入金でございます。

12 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 項総務管理費、本年度で 3, 660 万 3, 000 円を計上してございます。対前年度と比較しまして 478 万 8, 000 円の増となっております。主なものとしまして、職員 3 名分の人件費及び 7 節の賃金、臨時傭人料 379 万 6, 000 円は 2 名分でございます。

13 節委託料 572 万 4, 000 円。平成 27 年度から新たに 3 カ年計画が始まります第 6 期介護保険事業計画作成のためのコンサルの業務委託料となつてございます。

その他所要の経費を措置させていただいております。

次のページをお願いします。

2 項徴税費は 49 万 5, 000 円を措置してございます。保険料の徴収に係る経費でございます。

続きまして、3 項介護認定調査費は 345 万 9, 000 円を措置してございます。事

務執行の必要経費として措置してございます。

14ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、合計としまして10億1,720万円を措置してございます。1月末現在の要介護認定者数は529名で、昨年同期よりも47名の増となっております。そのうち、施設入所の方が113名、昨年と比較しまして2名の減となっております。

続きまして、次のページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費では、合計としまして6,100万円を計上してございます。要支援1及び2の認定者の方々が各サービスを利用した場合に給付するものでございます。

続きまして、3項その他諸費、審査支払手数料で80万円としてございます。

16ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス費は2,502万円を計上してございます。要支援、要介護認定者が各サービスの1割の利用負担が1カ月単位で上限を超えたときに払い戻すサービス費でございます。

5項高額医療合算介護サービス費等につきましては、201万円を計上してございます。

6項特定入所者介護サービス等費は、次のページをお願いします。本年、5,002万円を計上してございます。低所得者の方々に対しまして、施設の居住費、食事の補足給付費として支払われるものでございます。

公債費では、利息としまして、150万円を措置してございます。一時借入金でございます。

4款地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営経費等でございます。1項介護予防・日常生活支援総合事業費で、19ページをお願いします。合計としまして1,947万5,000円を計上してございます。主な事業としまして、高齢者施策事業を実施するもので、通所または予防教室及びてんとうむし教室並びにシニアエクササイズ事業などを予定してございます。

2項包括的支援事業、任意事業では、合計としまして、20ページをお願いします。すみません。2,852万6,000円を措置してございます。

22ページからの給与費明細書につきましては、お目通しほどよろしくをお願いします。

続きまして、議案第45号をお願いいたします。

議案第45号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成26年度上富田町の特別会計後期高齢者医療予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,101万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におきます1月末現在の加入者数は1,890名で、去年同期と比較しまして28名の増となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」

歳入でございます。

1款保険料で9,798万4,000円と定めております。2款繰入金で1億6,192万円、3款繰越金で1万円、4款諸収入で109万9,000円。

歳入合計といたしまして、2億6,101万3,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費で932万5,000円と定めています。2款後期高齢者医療広域連合納付金で2億5,040万3,000円、3款保健事業費で108万7,000円、4款公債費で18万8,000円、5款諸支出金で1万円。

歳出合計といたしまして2億6,101万3,000円と定めています。

4ページ、5ページの歳入歳出事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1項後期高齢者保険料、1目後期高齢者保険料で9,798万4,000円を計上し

てございます。前年度と比較しまして1, 234万1, 000円の増となっております。この数字につきましては、広域連合での試算された数字を計上してございます。

2款繰入金、1項繰入金の一般会計繰入金1億6, 192万円を計上してございます。この額につきましても、広域連合で試算された額に基づいて計上させてもらっています。

3款繰越金、前年と同額の1万円を措置してございます。

4款諸収入で、過料から、次のページの1目の町預金利子は、前年度と同額を措置させてもらっています。

3項雑入では109万7, 000円を、人間ドックの補助金等を見込んでございます。

8ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

総務管理費の一般管理費では895万6, 000円を計上してございます。主なものとしまして、職員1名分の人件費でございます。

2項徴収費では36万9, 000円を計上しています。これにつきましては、徴収関係の経費を計上させてもらっています。

次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で2億5, 040万3, 000円を見込んでございます。これは、歳入で見込んでおります徴収保険料等を広域連合へ納付するものでございます。

3款保険事業費、1目保健衛生普及費で108万7, 000円を計上してございます。これは、人間ドックの補助金でございまして、内容は、国保の人間ドックと同じで、自己負担額も国保と同じ1割の負担となっております。契約を行っています6医療機関で実施することができます。

4款公債費、1目利子で18万8, 000円を計上してございます。

5款諸支出金、1目保険料還付金で、前年と同額の1万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

次の11ページからの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第46号をお願いいたします。

議案第46号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成26年度上富田町の特別会計診療所事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4, 311万2, 000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

平成26年3月10日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款診療収入で1,519万7,000円と定めています。

2款使用料及び手数料で36万2,000円、3款繰入金で2,755万3,000円、歳入合計といたしまして4,311万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で3,286万4,000円と定めています。2款医業費で1,002万3,000円、3款公債費で22万5,000円。

歳出合計といたしまして、4,311万2,000円と定めています。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきまして、お目通しをお願いします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

診療収入の外来収入。

1目国民健康保険診療報酬では377万8,000円、1カ月約31万5,000円で積算してございます。

2目社会保険診療報酬収入では101万7,000円、1カ月約8万5,000円。

3目後期高齢者診療報酬では645万2,000円、1カ月53万8,000円を見込んでございます。

4目公費負担診療報酬で78万7,000円、特定疾患等を見込んでございます。

5目一部負担金で、個人の窓口負担分でございますけれども、179万4,000円を見込んでございます。

2項その他の診療収入で、1目一般診療及び諸検査等収入で136万9,000円、インフルエンザ、特定健診の負担金を見込んでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料の手数料でございます。

1目手数料で36万2,000円、診断書等の交付の手数料を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金で2, 7 5 5 万3, 0 0 0 円を見込んでございます。

8 ページをお願いいたします。

3、歳入です。

1 項総務管理費、1 目一般管理費で3, 2 8 6 万4, 0 0 0 円を見込んでございます。
看護婦さん2 名、事務員2 名の賃金等と、それと需用費で光熱水費、水道、電気代等を見込んでございます。

それと、1 3 の委託料1, 5 4 4 万6, 0 0 0 円。これにつきましては、南和歌山医療センターとの医師の派遣契約委託料1, 4 6 4 万円を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

1 4、使用料及び賃借料では、医事システム借入料としまして1 0 5 万9, 0 0 0 円を見込んでございます。

続きまして、医業費の1、医業費、1 目医療用機械器具費で6 9 0 万3, 0 0 0 円を見込んでございます。これにつきましては、在宅で酸素が必要な患者さんへの酸素の配給を業者のほうへ委託するもので、委託料としまして2 6 1 万9, 0 0 0 円、それから医療用器具の保守点検料として7 0 万円、それと、1 4 の使用料及び賃借料で2 8 9 万8, 0 0 0 円、医療用器具の借り入れとしましてC T スキャン、それから自動現像機の借入料を見込んでございます。

1 0 ページをお願いいたします。

1 項医業費で、合計で1, 0 0 2 万3, 0 0 0 円。これにつきましては、注射器と診療に伴う薬代、検査の手数料等を見込んでございます。

3 款公債費、1 目利子で2 2 万5, 0 0 0 円。一時借入金の利息を見込んでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、3月12日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午後2時59分